

和歌山市建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付に関する条例施行規則

平成23年10月3日

規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付に関する条例（平成23年条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付に係る申請)

第2条 条例第3条第1項の規則で定める事項及び条例第7条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 閲覧又は写しの交付の申請をしようとする者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 閲覧又は写しの交付を申請する目的
- (3) 閲覧又は写しの交付に係る1の建築物その他の工作物の敷地の位置
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第3条第1項の申請書の様式及び条例第7条第2項の申請書の様式は、別記様式とする。

(条例第3条第2項の規定による閲覧の請求)

第3条 条例第3条第2項の公益上特に必要があると認めるときは、統計調査、学術研究その他の調査研究のために建築計画概要書等の閲覧をしようとするときとする。

2 条例第3条第2項の規定により建築計画概要書等の閲覧をしようとする者は、事前に次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 閲覧をしようとする者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 調査研究の名称及び目的
- (3) 閲覧により知り得た事項（次号において「閲覧事項」という。）の利用の目的
- (4) 閲覧事項の管理の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(建築計画概要書等の閲覧の場所等)

第4条 建築計画概要書等の閲覧の場所（以下この条において「閲覧所」という。）は、まちづくり局都市計画部建築指導課とする。

2 閲覧所の開所時間は、8時30分から12時まで及び13時から17時15分までとする。

3 閲覧所の休日は、和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条第1項に規定する日とする。

4 市長は、建築計画概要書等の整理その他必要があると認めるときは、臨時に閲覧所の休日を設け、又は開所時間を短縮することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年11月1日から施行する。

2 和歌山市建築計画概要書等の閲覧に関する規則（平成13年規則第54号）は、廃止する。